

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○平成28年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	2
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の選挙運動の収支報告	3

告 示

高知県告示第323号

高知県議会定例会を、平成28年6月8日に高知県議会議事堂に招集する。

平成28年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第324号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成28年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子(平成28年8月及び9月採用予定)

(1) 募集期間

随時(最終期限は、平成28年6月17日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査	平成28年6月18日(土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

身体検査

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第325号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成28年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成28年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	484.04
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	783.86	199.52
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	186.10
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	765.34	108.66
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,461.02	78.84
7 鏡川	高知市の一部	163.98	8.94
8 本川地	いの町の一部	607.52	20.28

区			
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	596.77	123.93
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	105.01	122.28
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,498.05	194.75
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,380.32	371.52
14 大方地区	黒潮町の一部	76.02	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	126.86	173.12
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	51.07	43.58
17 土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。) 大月町	195.34	159.90
計		8,188.12	2,405.88

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林

1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.16
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	10.66
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計			34.18

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村

5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	3.90
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計			121.60

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成28年6月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
上村 直人	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成28年6月 1日

- 2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
下寺 信次	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成28年6月 1日

院		
---	--	--

高知県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。
なお、委嘱期間は、平成30年5月31日までとする。

平成28年6月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

氏名	活動区域
公文 昭雄	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
高橋 光明	高知地区
弘瀬 敦夫	高知地区
杉本 慶雄	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 務	高知南地区
谷 巖	高知南地区
清野 明良	高知東地区（条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
澤田 義信	高知東地区
川村 栄一	高知東地区
岩崎 正一	高知東地区
佐賀野智也	高知東地区
高橋 俊介	高知東地区
西村 澄雄	高知東地区
西本 嘉彦	高知東地区
前田 尊博	高知東地区

弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
来 暁士	室戸地区
井上 博俊	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
影山 敏夫	安芸地区
清岡東洋夫	安芸地区
田所 謙二	安芸地区
筒井多一郎	安芸地区
百田 彰和	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
立仙 光正	南国地区
西 憲一	南国地区
西岡 正泰	南国地区
上池 英世	南国地区
小松 良和	南国地区
都築 修幸	南国地区
高橋 宗治	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
筒井 祥夫	土佐地区
森本 雅寛	土佐地区
森田 英二	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
掛水 保男	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）

佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
津野 佳功	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
伊賀 信人	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
竹内 善雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
岡村 好文	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
坂本 守裕	中村地区
広井 朋之	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
秋田 洋一	中村地区
中平 祥一	中村地区
山口 二郎	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
河野 正和	宿毛地区
野町 有	宿毛地区

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第39号

平成27年11月15日に執行された高知県知事選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成28年6月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月15日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
28,530,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎 正直	候補者届出政党 又は所属党派	無 所 属	期間	平成27年9月16日から 平成27年11月21日まで
出納責任者 氏名	中 村 文 雄			第1回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
尾崎正直後援会 自由民主党本部	政治団体 政 党	1,000,000 2,000,000	家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費	35,000 928,395 905,077 23,318 114,954
			交通費	0
			印刷費	779,760
			広告費	1,139,400
			文具費	0
			食糧費	6,840
			休泊費	5,200
			雑費	107,046
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		3,000,000	今回計	3,116,595
前回計		0	前回計	0
総 計		3,000,000	総 計	3,116,595

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年11月30日	第1回 報告分
----------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月15日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
28,530,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎 正直	候補者届出政党 又は所属党派	無 所 属	期間	平成27年12月18日から 平成27年12月18日まで
出納責任者 氏名	中 村 文 雄			第2回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
				0
			家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費	0 0 0 16,136
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	24,160
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	40,296
前回計		3,000,000	前回計	3,116,595
総 計		3,000,000	総 計	3,156,891

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年12月25日	第2回 報告分
----------	-------------	---------